

「ながらスマホ」等に対する罰則の整備！

近年、交通事故全体に占める自転車関連事故の割合が増加傾向にあります。その要因として、自転車の一時不停止や信号無視等の法令違反とともに、運転中にスマートフォンを使う「ながらスマホ」や飲酒運転が挙げられることから、令和6年11月1日、自転車の交通違反に対する反則金の導入や罰則の強化等を含む道路交通法の改正がなされ、

- ① 運転中のながらスマホ
6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金
- ② 酒気帯び運転
3年以下の懲役または50万円以下の罰金

等の罰則が新しく整備されることとなりました。

皆さまも、「命にかかわる危険な行為」として認識してください。



加茂交番管内の10月中の交通事故発生状況

人身事故 6件（負傷者 9名） 物件事故 33件

夕暮れ時と夜間の交通事故防止

◆ ◆ ◆ 夜間の安全運転のポイント ◆ ◆ ◆

ハイビームの活用 ～原則ハイビーム～

ドライバーの方は夕暮れ時の早めのライト点灯を実践するとともに、ハイビームを適切に活用して歩行者や自転車の早期発見に努めましょう。

- 暗い道で対向車や先行車がない場合は、ハイビームを活用
 - 交通量の多い市街地などを走行する場合や対向車や先行車がいる場合は、ロービームに切り替えて走行
- ※ 対向車が自転車の場合も確実にロービームに切り替えましょう。
- 昼間よりも速度を落とした運転



ハイビームとロービームの違い

ハイビーム（上向き）… 正式名称は「走行用前照灯」。照射距離は約100m。

ロービーム（下向き）… 正式名称は「すれ違い用前照灯」。照射距離は約40m。